

令和３年３月３０日

## 「小児慢性特定疾病児童世帯交通費助成」を開始します

小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けているお子さんが、専門的な治療や検査のため、県外医療機関を受診する際の交通費の一部助成を行います。

### 記

１ 開始日：令和３年４月１日（木）以降の受診分から対象。

２ 内 容：

- （１）目 的 本市に居住しながら、専門的な治療や検査のために県外医療機関を受診する家庭を支援する。
- （２）対 象 福島市小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けている方
- （３）助成回数 年３回まで
- （４）助成額 受診する医療機関の属する地域や、お子さんの年齢によって助成上限額を設定して助成する。
- （５）申請方法 ４月１０日（土）から市ホームページ「かんたん申請」からオンライン受付開始。  
（こども家庭課母子保健係窓口での受付は４月１日（木）開始）
- （６）周知方法 現在、医療費支給認定を受けている方への個別通知、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、市政だより等

●福島市小児慢性特定疾病医療費支給認定件数

平成３０年度：２１０件 令和元年度：２３３件

※県外医療機関受診数：４１件（令和３年３月１日現在）

●認定件数の多い疾病

- ①内分泌疾患（成長ホルモン分泌不全性低身長症等） ②悪性新生物 ③１型糖尿病

（参考）小児慢性特定疾病対策等事業について

児童福祉法に基づき、１８歳未満（１８歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、２０歳到達までの者）の小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部助成及び長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成や自立促進を図るため、相談支援等を行う自立支援事業等を行っています。

担当：こども家庭課 子育て相談センター・えがお  
課長 佐藤  
子育て相談センター・えがお所長兼母子保健係長 小野  
電話 024-525-7671（直通）